

労働トラブル対策講座

「アルバイトや就職先のトラブルを解決しよう！」

1. はじめに

- ・なぜ、働く上でのトラブルと対処方法を知る必要があるのか？
- ・長い人生どこかでトラブルに出会う
- ・災害への備えと同じ
- ・いざという時のために知っておこう

アルバイト実態調査アンケート集計結果

回答総数 58 名、男性 38 名、女性 20 名

一、アルバイトをしたことがありますか？

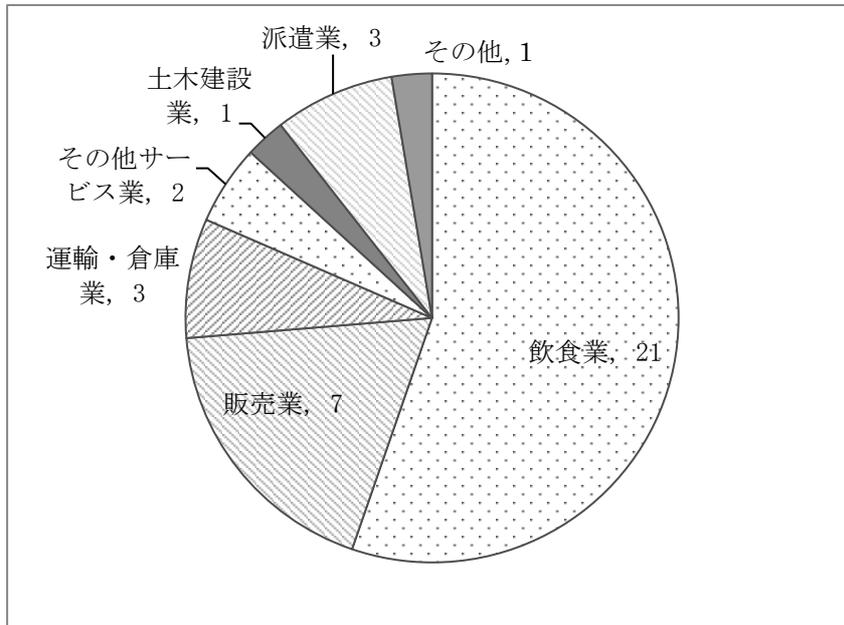
性別	ある	ない	アルバイト率
男性	26	12	68 %
女性	17	3	85 %
合計	43	15	74 %

二、アルバイトをしたことのある方へ

- (1) 夏冬春などの長期休暇中、週何日・1日何時間くらい働きましたか？
平均 週 4.8 日 1日 5.7 時間(週 27.6 時間)
- (2) 授業期間中、週何日・1日何時間くらい働きましたか？
平均 週 4.4 日 1日 4.8 時間(週 21.0 時間)
- (3) 時給はいくらですか？
平均 914 円(750 円から 1200 円)
※最賃違反が 3 名。
※最低賃金から 900 円が 21 名(時給を回答した者 40 名の 52.5%)
※時給 900 円を超える者は 16 名(時給を回答した者 40 名の 40%)

(4) アルバイトの業種(数値は%)

飲食業と販売業が圧倒的多数。



(5) アルバイト先でトラブルにあったことはありますか？

トラブルあり 13 名(アルバイトをやっている 43 名中、30%)

(6) トラブルの内訳

トラブルの内容	生徒数
経営者や管理職(社長・店長・マネージャーなど)とのトラブル	4
他の正社員やアルバイト、パートなどとのトラブル	3
顧客とのトラブル	7
パワーハラスメント:嫌がらせ	1
セクシャルハラスメント:性的嫌がらせ	1
採用時に示された労働条件と実際の労働条件が違う	0
アルバイト代(賃金)の未払い	1
解雇や退職を強要された	2
工作中や通勤途上のケガや事故	0
シフトや勤務時間の変更を希望した際の拒否	1
一方的な勤務時間の変更	1
決められた休憩時間が実際には取れない	1
有給休暇が取れない(有給休暇がない)	0
その他	0

(6)トラブル解決のために、何かしましたか？

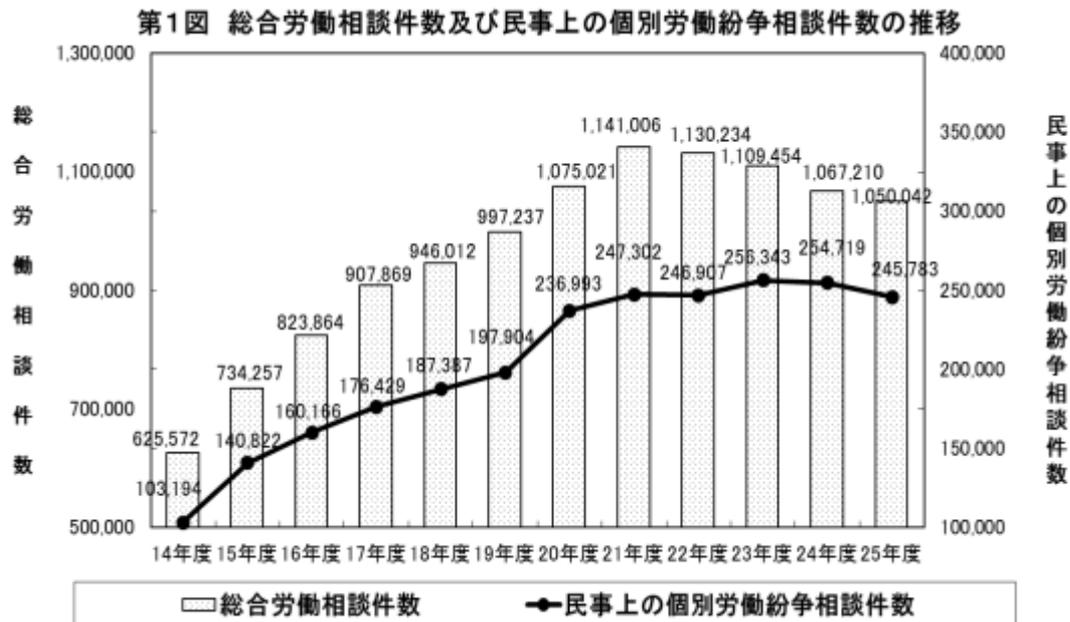
はい 13 名中 7 名

- ・休憩が取れない: 別の上司に相談。労働基準監督署に相談。
- ・店長から辞めて下さいと言われた: 親が本社に電話したら、上司と店長が家に来た。
- ・勤務時間の変更: 社長と店長と話して解決。
- ・禁止された行為をして解雇されそうになった: 謝った。
- ・パワハラ: 話し合い。

個別労働紛争の増加

厚生労働省 関係 (労働局・労基署 など) の 総合労働相談件数は高止まり傾向。

解雇・雇止め・退職勧奨 27.2%、いじめ・嫌がらせ 19.7%、労働条件の引下げが 10.0%など(2013 年度)



今日の授業内容

- ・寸劇について、何が問題か、どうしたら解決できるかを考える
- ・働く上での基礎知識を学ぶ
- ・アルバイトや就職先でトラブルに遭ったときに相談できる場所を知る

2. 寸劇「時給^{じきゅう}850 円のアルバイト」

場所：ある駅ビル内のトイレ^{けいじばん}掲示板

登場人物：花子さん（高校生）、花子さんのお母さん

今日は日曜日、花さんはお母さんと買い物に出かけた。途中、駅ビルにあるトイレに立ち寄った。トイレを出ると掲示板があり、アルバイトの求人^{きゅうじんじょうほう}情報が掲載されているのに気が付いた。花さんはお母さんと、どんなアルバイトがあるのだろうか掲示板を見ている。

花子さん：いろいろな仕事があるんだね。時給も高いところだと 1100 円までいろいろあるね。

お母さん：高校生は不可と書かれているところも多いよ。この仕事は「学生」と書かれている。〇〇〇〇〇コーヒーだって。

花子さん：高校生でも働けるのかな。

お母さん：フリーターは時給 920 円、学生は 850 円だって。

花子さん：えっ！850 円。高校にハローワークの人が来て、最低^{さいてい}なんとかと言って、時給

の最低^{きんがく}金額^{ほうりつ}が法律で決まっていると言ってたよ。いくらだったかな。850 円をこえていたような気がするけど・・・。

ショップ名 〇〇〇〇〇コーヒー	
業種	カフェ
フロア	東館 2 階
仕事内容	販売【アルバイト・パート】
時給	【フリーター】920円 【学生】850円
待遇／条件	交通費支給、制服支給
勤務時間	6：45～23：00 ※上記時間内応相談
TEL	〇×-〇〇-〇〇〇〇
担当者	〇〇

「最低なんとか」 ってなんででしょう？ グループで話してみましよう。

～「最低なんとか」って～

_____は、都道府県ごとに1時間あたりの賃金(時給)が決められています。パートやアルバイトを含め、原則、すべての労働者に適用されます。A県の場合 _____円より低い時給で働かせるのは違法で、雇い主は50万円以下の罰金を科せられます。毎年、10月頃に改定されますので、注意して下さい。

A県 _____円

B県 _____円

C県 _____円

これより
低い時給

◎求人票、求人情報誌、給与明細、契約書

労働条件通知書など時給が分かるものを
取っておく！

◎労政事務所に相談する！

～年少者の深夜労働の禁止と割増賃金～

寸劇のアルバイトの求人情報には、「6:45～23:00」と書いてありました。18歳未満の年少者は、原則として午後10時から午前5時までの深夜は働くことができません。

18歳以上であれば、午後10時から午前5時まで働くことができます。その場合は深夜労働として _____%以上時給をアップ(割増賃金)してもらえます。アルバイトの時給が1000円の場合は、 _____円以上の時給となります。

ここで注意！！

アルバイトを始める時に時給や働く時間などの労働条件を確認しましょう。

3. 寸劇「^{きゆうか}休暇を取りたいといったら、クビだと言われた！」

場所：○× 駅前のあるファーストフード店

登場人物：田中店長、アルバイトの佐藤君（高校生）

【^{きゆうけいじかん}休憩時間をめぐるトラブル】

田中店長：佐藤君、今日は忙しいから昼休みを 15 分ですませてくれないか。

佐藤君：えっ！ 昼休みは 1 時間じゃないんですか？ 朝から立ちっぱなしで^{つか}疲れているんですが・・・。

田中店長：今日だけ特別だよ。頼むよ。いいね。

佐藤君：（うつむく）

【休暇をめぐるトラブル】

佐藤君：田中店長、今度の日曜日に^{ゆうきゆうきゆうか}有給休暇を取りたいんですが。来週、試験があつて準備したいんです。

田中店長：佐藤君、アルバイトに有給休暇があるはずないじゃないか。休むんなら無給だ。

佐藤君：^{ろうどうきじゆんぽう}労働基準法に 6 ヶ月働いたら、有給休暇をとれると書いてあるんですが・・・。

田中店長：週 3 日しか働かないアルバイトに労働基準法が適用される訳はない。日曜日は忙しいんだ。忙しいときに休みを取られたら困るぞ。ダメだ。ダメだ。

佐藤君：でも有給休暇は^{ろうどうしや けんり}労働者の権利ですよ。日曜日に他に休む人はいないと思います。

田中店長：権利だなんてバカ言うんじゃない。そんなこと言うなら明日から来なくて良いぞ。

佐藤君：えっ。クビですか。

田中店長：そうだ。クビだ。もう帰れ。

グループで話し合ってみましょう

- ・ 休憩時間を取れないのでしょうか？
- ・ アルバイトでも有給休暇を取れるのでしょうか？
- ・ 佐藤君はどうしたら良いのでしょうか？

【寸劇つづき】

納得できない佐藤君は、翌日、労政事務所を訪ねました。佐藤君は鈴木相談員にアルバイト先であったことを話しています。

佐藤君：〇×駅前のファーストフードで、アルバイトとして毎週3日1年間働いていました。有給休暇を取りたいと店長に言ったら、「明日から来なくて良い。クビだ」と言われたんです。

鈴木相談員：それは労働基準法違反だね。有給休暇はアルバイトでも6ヶ月間継続して働いて、働く予定の日の8割以上ちゃんと働けば、会社は有給休暇を与えないといけないよ。

労働基準法の権利を主張したことを理由にクビにはできないね。クビのことを解雇という

んだ。解雇にはちゃんと合理的な理由が必要なんだよ。それから解雇する場合は30日分の手当を払うか、30日前に予告しないとけないよ。

佐藤君：そうなんだ。いつも昼休みが15分しか取れなかったんです。その分の時給も払われていないんです。

鈴木相談員：それも労働基準法違反だね。休憩は働く時間が6時間を超えたら45分以上、8時間を超えたら1時間以上与えないといけないからね。もちろん、休憩中に働いたら、その分の時給も請求できるよ。労政事務所が会社と連絡を取って、解決のために「あっせん」することもできるよ。

佐藤君：よろしくお願いします。

～休憩時間について～

労働時間が_____時間を超える場合には少なくとも_____分、_____時間を超える場合には少なくとも_____時間の休憩を、労働時間の途中で与えなければなりません。

～年次有給休暇（通常働いた賃金のもらえるお休み）について～

_____か月間継続勤務（けいぞくきんむ）して、全労働日（ぜんろうどうび）（雇用契約や就業規則等（しゅうぎょうきそく）で働く日として定められている日）の_____割以上出勤した労働者に、少なくとも_____日間の年次有給休暇を与えなければなりません。アルバイトも週の勤務日数に比例して年次有給休暇を取れます（次ページの表）。

短時間労働者(パートやアルバイト)への年次有給休暇の付与日数

短時間労働者の所定労働時間	短時間労働者の所定労働日数	1年間の所定労働日数(週以外の期間によって労働日数を定めている場合)	継続勤務期間に応じた年次有給休暇の日数						
			6カ月	1年6カ月	2年6カ月	3年6カ月	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月以上
30時間以上									
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日から216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

～^{かいこ}解雇(クビ)について～

解雇には_____理由が必要。実際はケース・バイ・ケースなので、労政事務所に相談してみましょう。

解雇する場合には少なくとも_____日前に予告するか、_____日分の^{へいきんちんぎん}平均賃金を払わないといけない。

～試験や学校の行事がある時に^{きょうせいてき}強制的にシフトを入れられたり、決まったシフトを変えてほしい場合はどうしたら良いか?～

アルバイトを始める時に、働く時間や曜日、週の働く回数など確認しましょう。会社(店長)と言えども、働く曜日や時間を勝手に変えることはできません。都合が悪い場合は、「都合が悪い」とはっきり申し出ましょう。他方、試験などでシフトを変えてほしい場合は、会社(店長)としっかり相談しましょう。

会社(お店)に出勤してから、今日はお客さんが少ないから帰ってくれといわれた場合は、^{きゅうぎようてあて}休業手当(平均賃金の60%)を請求できます。

このような問題が発生したら労政事務所に相談してみましょう。

※平均賃金は直前3ヶ月間の賃金(給与・アルバイト代総額)をその期間の日数で割った金額です。

4. ビデオ上映『職場のトラブルを解決しよう！！～長時間労働による過労死』（7分・明治大学労働教育メディア研究センター制作）

（1）時間外労働（残業）・休日労働について

労働基準法の定める労働時間の原則 1週 _____時間、1日 _____時間

労働者の過半数を代表する者と「時間外・休日労働に関する協定（_____）」を締結すれば、法定労働時間を超えて労働者を働かせることができる（_____）。

（2）映像の中に登場した相談機関

●労働基準監督署：労働基準法や最低賃金法などの法律違反を取り締まる役所。仕事中の事故や病気も扱っている。

●東京都労働相談情報センター：電話や面接で相談できる東京都の相談センター。みなさんのA県には、同様の相談先としてA県労政事務所があり、電話労働相談や県内〇カ所の事務所での面接相談のアポも取れる。

電話 〇×-〇〇-〇×〇×

月～土 9:00～20:00

※皆さんの高校のある区域を担当しているのは〇×労政事務所です。

平日であれば、まずは次の電話にご連絡ください。

電話：〇×-〇×-〇×〇×（月～金 9:00～17:00）

●なんでも労働相談ダイヤル（労働組合の連合による労働相談）

（連合AはA県下の労働組合の集まり。労働者の立場に立って相談にのってくれる。）

フリーダイヤル 0120-154-052（電話をかけた場所の都道府県の連合につながる）

月～金 9:00～17:30（年末年始・祝日除く）

困ったとき、法律違反に気づいたとき、トラブルに遭遇したとき、一人で悩まないで、学校の先生や両親、信頼できる先輩、行政や労働組合の相談窓口にご相談しましょう。

5. 寸劇「セクハラ・パワハラにあって」

【セクハラ】

場所：ある会社の新入社員歓迎会で

登場人物：田中課長、新入社員の鈴木さん（女性）

「ここは、ある会社の新入社員歓迎会が行われた居酒屋です。歓迎会は終わり、皆が帰り始めましたが、課長の田中さんと新入社員の鈴木さんは、2人でなにやら話をしています。

田中課長：鈴木さん、もう一軒、飲みに行くか？ 君とは今後、一緒に仕事をする仲だから、仲良くしないとイケないからな。

鈴木さん：えっ！ ふたりで、ですか？

田中課長：そうだよ。これは課長命令だ。さあ、行くぞ。

鈴木さん：でも、明日は朝早いので・・・。

田中課長：おまえ、だれに向かって言ってるんだ。上司の命令を断るのか？

鈴木さん：（うつむく）

～ 鈴木さん、嫌そうですね。みなさんなら、どうしますか？ どうしたらいいと思いますか？～

【パワハラ】

翌月、その鈴木さんが田中課長に、職場で怒られています。一体、何があったのでしょうか？

田中課長：鈴木さん、ちょっと来て。

鈴木さん：はい。何でしょうか、課長。

田中課長：このレポートは何だ！ 間違いだらけだ。ここを直すように、先週から何度も言っただろう。

鈴木さん：えっ！ すみません。直したつもりだったんですが。

田中課長：やる気がないなら、もう会社に来なくていいから。

鈴木さん：そんな・・・。

～ 鈴木さん、田中課長に怒られて辛そうでした。それも他の社員が見ている中で、きつく怒られています。みなさんはこのような時どうしますか？ どうしたらいいと思いますか？～

グループで話し合ってみましょう。

～高校生の皆さんへの注意～

① セクシャルハラスメント

セクハラが発生しやすい①**宴席**、②**飲酒**、③**二人だけの密室**、には要注意！

※深刻な事例

※深刻な事例

② パワーハラスメントや嫌がらせ

「パワハラなのか仕事のことで注意されているのか分からない」と感じることもあるので要注意！

※深刻な事例

高校生の皆さんは、

- ① 何が不当、不法なことか、何を拒否いいのか分からない
- ② アルバイト先の上司、先輩、目上の人からの言う事は聞かなくてはならない
- ③ できないのは自分のせい、怒られるのは自分が悪い(自己責任)
- ④ ①～③ゆえに「困ったな」と感じて相談しない

などといった認識を持ってしまう傾向が大人より強く出てしまうことがあります。

そのため、本当は断ってもいいことでも、要求を受け入れなければならないと思ってしまう、被害が拡大、深刻になってしまう傾向があることにご注意ください。

また、事業主は、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントに対し、適切な対応をする必要があることを覚えておいてください。

「深刻化しやすいトラブル事例」にあたり、「嫌だな」、「困るなあ」と感じたら、①出来事を記録して、とにかくすぐに②先生や相談機関に相談を！

※記録の仕方：①何月何日・何時頃、②どこで、③誰に、④何をされた、⑤その時自分はどうした、⑥そのことをどう思ったか？感じたか？